

関東学院大学高等教育研究・開発センター規程

(2012年12月20日制定)

(設置)

第1条 本学の理念及び目的を実現するため、本学に関東学院大学高等教育研究・開発センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、全学的な教育支援体制に係る諸施策の企画及び開発をするとともに、組織的かつ継続的に教育内容及び教育技法の改善を支援することによって、本学の教育の充実と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高等教育に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 高等教育に係るリファレンスに関すること。
- (3) 全学的な教授内容及び教育手法の改善に関すること。
- (4) 全教職員を対象とするファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメント（教学運営等に係る事項に限る。）に関すること。
- (5) 全学的な教育効果の測定及び評価方法に関すること。
- (6) 全学的な教育のための企画に関すること。
- (7) センター刊行物の編集及び発行に関すること。
- (8) その他、センターの目的達成のために必要な事業に関すること。

(センター長及びセンター次長)

第4条 センターにセンター長及びセンター次長を置き、学長が指名した者をもって充てる。

- 2 センター長及びセンター次長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 センター長は、センターを代表し、センターの運営を統括する。
- 4 センター次長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(センター員)

第5条 センターにセンター員を置く。

- 2 センター員は、学部長からの推薦により、各学部1名を学長が委嘱する。
- 3 学長は、前項に定める者のほか、必要に応じてセンター員を委嘱することができる。
- 4 センター員は、第3条に定めるセンターの事業に関する業務に従事する。
- 5 センター員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(部会員)

第6条 センターに部会員を置くことができる。

- 2 部会員は、第11条第1項の規定に基づき設置された部会ごとに7名以内とし、本学の専任教職員の中からセンター長の推薦によりセンター員会議の議を経て、センター長が委嘱する。
- 3 部会員は、部会の検討課題及び取り扱う業務に従事する。
- 4 前条第5項の規定は、部会員について準用する。

(専任教員)

第7条 センターに、専任教員を置くことができる。

- 2 専任教員の選考については、別に定めるところによる。

(委託研究員)

第8条 センターに、委託研究員を置くことができる。

- 2 委託研究員の職務、勤務条件、報酬等は、別に定める。

(非常勤講師)

第9条 センターに、非常勤講師を置くことができる。

- 2 非常勤講師の採用及び選考については、関東学院大学非常勤講師採用規程（平成元年11月16日制定）及び非常勤講師選考基準（昭和57年2月3日制定）による。
- 3 非常勤講師の給与及び通勤手当は、関東学院大学非常勤講師及びティーチング・アシスタント給与支給規程（昭和63年4月1日制定）により支給する。

(センター員会議)

第10条 センターに、センター員会議を置く。

- 2 センター員会議は、次の各号の委員で構成する。

- (1) センター長
 - (2) センター次長
 - (3) センター員
 - (4) 副学長の中から学長が指名した者 1名
 - (5) 教務部長
 - (6) 職制第70条の2に定める部長又は事務局次長の中から学長が指名した者 1名
 - (7) 教務課長
 - (8) 教務課担当課長のうちセンターの職務を担当する者（以下「教務課高等研担当課長」という。）
 - (9) センターの専任教員（専任教員を置いた場合に限る。）
- 3 センター員会議は、センター長が招集し、議長となる。
- 4 センター員会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって議決する。この場合において、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 5 センター員会議は、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。
- (1) センターの運営に関する基本方針
 - (2) 第3条に定める事業に関する事項
 - (3) センターの予算及び人事に関する事項
 - (4) センター内及び部会間の連絡及び調整に関する事項
 - (5) センターの事業に係る自己点検・評価並びに改善及び改革に関する事項
 - (6) その他、センターの運営上必要な事項
- 6 センター員会議に議事録を作成するため書記を置き、議長が指名する。
- 7 議事録は、教務課高等研担当課長が保管する。
- 8 センター員会議は、議長が必要と認めた場合は、構成員以外の者を出席させることができる。
- (部会)
- 第11条 センターに、第3条に定めるセンターの事業を専門的に検討するため、必要な部会を置くことができる。
- 2 部会の構成員は部会員及び委託研究員（置かれた場合に限る。）とする。
 - 3 部会長は、部会員（センター員である者に限る。）の中からセンター員会議の議を経て、センター長が任命する。
 - 4 部会長は、部会を統括する。
 - 5 部会の設置及び廃止については、センター員会議の議を経て行う。
- (事務の所管)
- 第12条 センターに関する事務の所管は、教務課とする。
- (規程の改廃)
- 第13条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が行う。
- 附 則
- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
 - 2 この規程は、センターの運用状況、実施効果等を勘案し、第2条の目的の達成状況を評価した上で、この規程施行後3年以内に見直しを行うものとする。
- 附 則
- この規程は、2013年7月8日から改正施行する。
- 附 則
- この規程は、2014年3月19日から改正施行する。
- 附 則
- この規程は、2014年6月13日から改正施行する。
- 附 則
- この規程は、2014年7月12日から改正施行する。ただし、第12条第2項第3号の改正規定は、2015年4月1日から改正施行する。
- 附 則
- この規程は、2015年3月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。
- 附 則
- この規程は、2016年4月14日から改正施行する。
- 附 則

この規程は、2019年4月3日に改正し、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月6日に改正し、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年12月4日に改正し、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年3月2日から改正施行する。

附 則

この規程は、2023年4月5日から改正施行する。

附 則

この規程は、2023年12月6日に改正し、2024年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2026年2月6日に改正し、同年4月1日から施行する。